

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から58年9月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和59年10月から同年12月まで

昭和55年5月の結婚を機会に国民年金に加入し、保険料は被保険者となった54年8月まで遡って全額を納付した記憶があり、それ以降は夫の分と一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和61年1月に国民年金に加入手続きを行い、時効が成立せずに納付可能だった58年10月から同年12月まで期間の保険料を61年1月31日に、59年4月から同年6月までの期間の保険料を61年6月16日に、59年7月から同年9月までの期間の保険料を61年10月31日に、60年1月から同年3月までの期間の保険料を62年2月10日に、それぞれ過年度納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえる（申立期間②については、時効成立後に保険料を納付したため還付された（以下の「3」参照）。）。

また、オンライン記録（国民年金保険料の納付記録変更履歴）によると、申立期間③直後の昭和60年1月から同年3月までの期間の納付記録については、62年1月10日及び同年2月10日の納付記録があるところ、保険料が重複して納付された場合、後から納付された記録が取り消されることが一般的であるが、同年1月10日の納付記録が62年2月19日に取り消され、

同年2月10日に納付された記録となっている上、この記録の取消しによる保険料の充当又は還付の記録も見当たらないことから、取り消された記録は申立期間③の記録であったと考えても不自然ではなく、行政側の年金記録管理に不備があった可能性も考えられる。

2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和61年3月12日に払い出されたことが確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日の摘要欄には、同年1月29日の日付印が押されており、同日が国民年金への加入手続を行った日と考えられるが、その時点で当該期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②について、オンライン記録及び還付整理簿によると、当該期間の国民年金保険料は、昭和61年6月25日に納付されたものの、「時効期間納付」を理由として同年9月17日に還付されていることが確認できる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 1020

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

国民年金の任意加入被保険者から 1 号被保険者への切替手続を A 市役所で行い、送られてきた納付書により近くの銀行で保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 9 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、年金制度についての理解及び保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は 1 号被保険者期間である旨記載されており、申立期間に係る保険料の納付書が交付されていたと考えられるところ、納付意識の高い申立人が保険料を未納のままにしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

申立期間当時は、父親から義務だと言われていたので国民年金には加入していたし、保険料は父親に渡し父親が部落の集金人を通じて納めていたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 県 B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 5 月 28 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 7 月 31 日に納付したが、申立人が同年 5 月に厚生年金保険に加入したことにより、同年 5 月から同年 9 月までの保険料を、58 年 1 月から同年 5 月分までの保険料に充当し、差額を還付していたことが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人が昭和 59 年 5 月に厚生年金保険に加入したことにより、同年 5 月から 9 月分までの保険料が過誤納となり、一旦は 58 年 1 月に遡って充当処理が行われたものの、当該充当記録は取り消され、全額還付されていることが確認できることから、制度上保険料を過誤納し、充当すべき期間（納期限は経過しているが、消滅時効にかからず、納付義務が消滅していない未納とされた期間）が存在する場合には、還付に優先して保険料を充当しなければならないとされていることから、当該過誤納金が生じた時点において、保険料を充当すべき期間が存在せず、申立期間は保険料の納付済期間とされていた可能性が考えられる。

また、オンライン記録では昭和 58 年 1 月から同年 5 月までの期間については保険料納付済期間として記録されているが、平成 23 年 3 月 31 日に「市のデータを基に訂正する。」として職権による訂正処理が行われるまで、当該期間が未納期間として記録されていたのは不自然であり、行政側の年金記録管理に不備があった可能性も考えられる。

さらに、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間に未納期間は無く、申立期間は 10 か月と短期間であることに加え、同居の家族も当該期間において保険料を納付しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格期間は昭和17年6月1日から20年11月23日までの期間であると認められることから、当該期間の被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年5月までの期間は120円、同年6月から20年10月までの期間は100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年12月まで

夫は、昭和6年にA社に入社し、17年6月1日に労働者年金保険の被保険者となった後、18年5月に入隊し20年12月に復員したが、召集されていた期間は同社から家族に給与が支払われていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の証言から判断すると、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことが推認できる。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、厚生年金手帳記号番号払出簿及び労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は昭和17年1月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、上述の被保険者台帳には、18年6月1日付けで標準報酬月額の等級が変更された記録が確認できるが、資格喪失日の記載は確認できない。

さらに、C県から提出された申立人に係る「陸軍兵籍簿等(写)」により、昭和18年5月10日から20年11月23日までの期間について、申立人が陸軍に召集されていたことが確認でき、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸

海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されていることから、同条の期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

加えて、D年金事務所では、「E大空襲（昭和20年*月*日）により被保険者名簿が焼失しており、資格喪失日を特定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者期間については、昭和17年6月1日から上記「陸軍兵籍簿等（写）」における復員日である20年11月23日までの期間とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和17年6月から18年5月までの期間は120円、同年6月から20年10月までの期間は100円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年11月23日から同年12月までの期間については、上記「陸軍兵籍簿等（写）」における復員日以降の期間であり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A店に勤務していたところ、昭和 48 年 8 月に直営からフランチャイズとなり、経営者が B 社になったが従前と変わらずに継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A店の元店舗マネージャー及びA店における申立人の元同僚の証言から、申立人が同店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A店を経営していたとされるB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると昭和 48 年 10 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人同様にA店で継続勤務していた複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間の全期間において被保険者記録が確認できない記録、又は一部の期間については確認できるが当該期間については、B社の関連事業所における被保険者期間の記録となっているところ、申立人については、同社の関連事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、その名前が確認できない。

さらに、B社はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は「会社に関する資料は無く、詳細は不明。」としており、申立期間当時の状況を確認できない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。